

# 少年非行の概要（2018年 犯罪白書2019年版より）

2019年12月31日作成

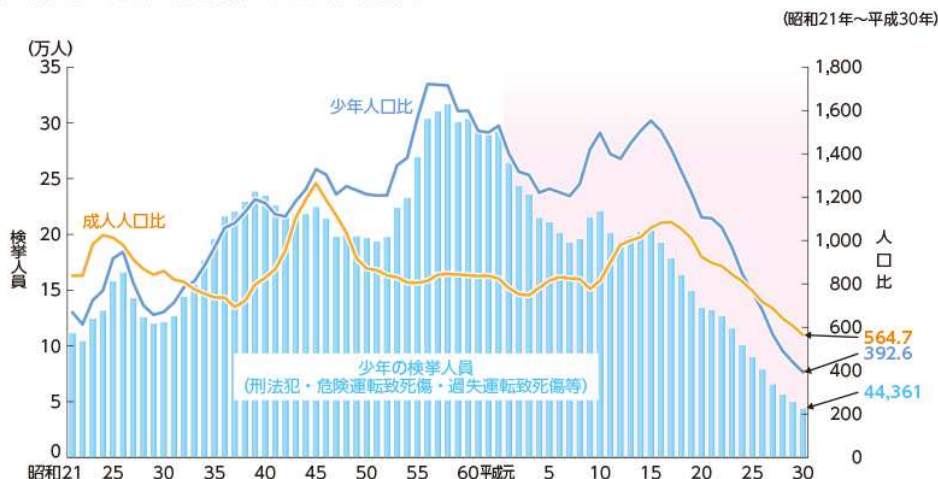
## 1 少年刑法犯の検挙人員

少年非行の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年刑法犯の検挙人員をまとめた図1をみよう。

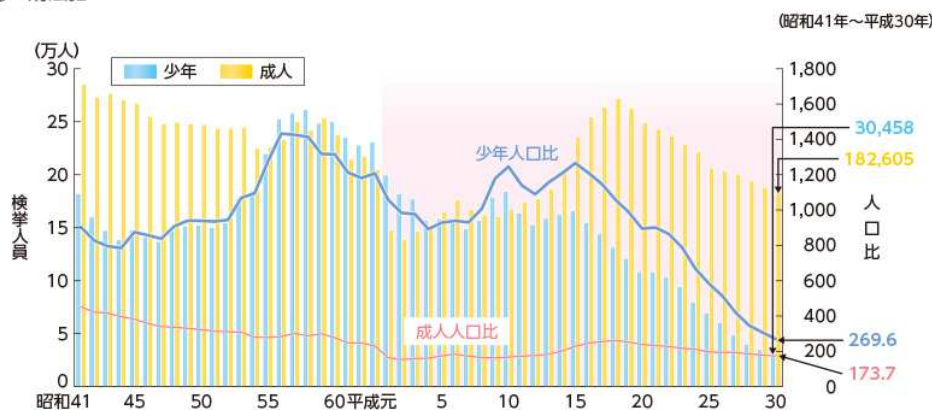
図1（犯罪白書 2019年版 2-1-1-1 図）少年刑法犯等検挙人員・人口比の推移

### 2-2-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

#### ① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



#### ② 刑法犯



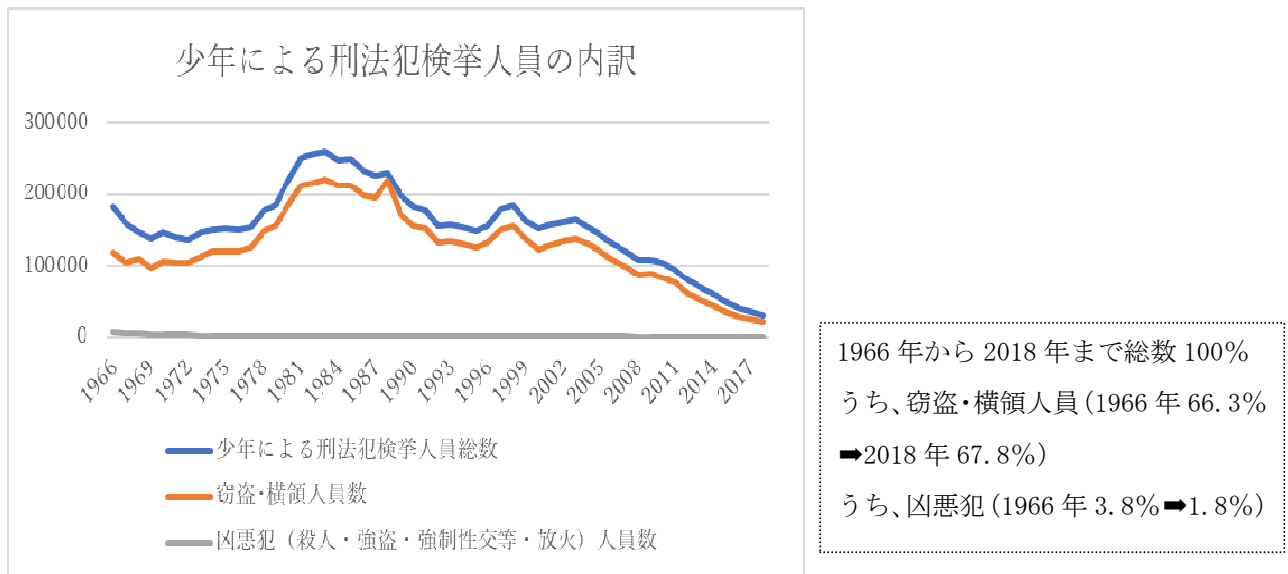
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局的の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。  
 3 触法少年の補導人員を含む。  
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。  
 5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。  
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

## 2 少年一般刑法犯（交通事犯を除く少年刑法犯）の内訳

- ・少年非行の大部分は窃盗・横領
- ・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳（暦年の犯罪白書より作成・・・ただし 2015 年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた）

【※凶悪犯＝殺人・強盗・強姦（強制性等交）・放火（未遂含む）】



少年刑法犯に占める凶悪犯の割合は（1966年3.8%→2017年1.8%）である。窃盗・横領（ほぼ占有離脱物横領）の割合は（1966年66.3%→2017年67.8%）である。

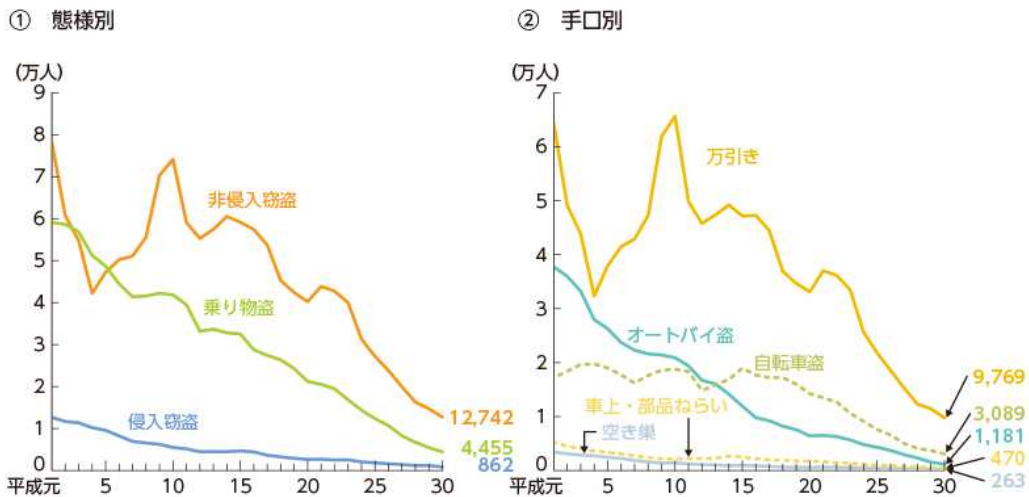
このところ、窃盗・横領の比率が従前に比し減っているが、7割近くあり、少年一般刑法犯検挙人員は、依然として窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右される。

図3（犯罪白書（2019年版2-2-1-10図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

図3

2-2-1-10図 少年による窃盗 検挙人員の推移（態様別，手口別）

(平成元年～30年)



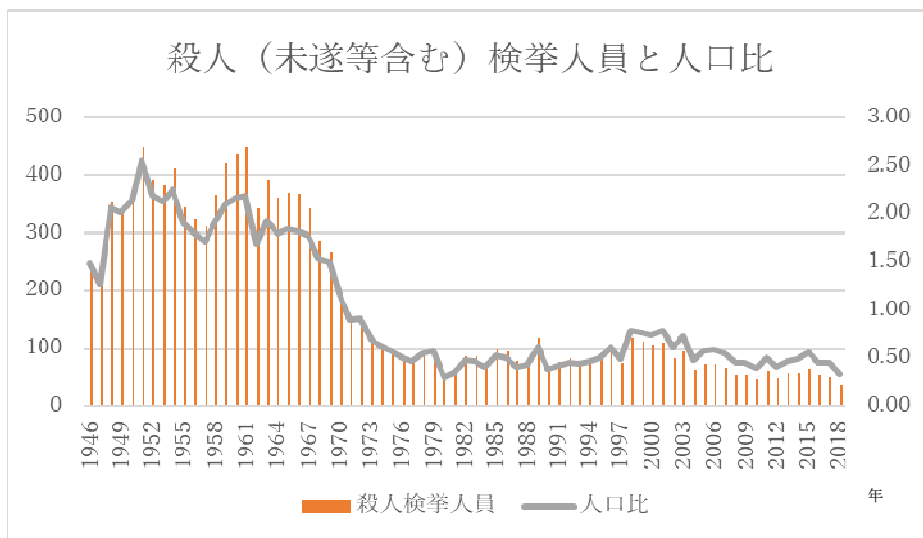
注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。  
3 触法少年の補導人員を含む。

3 凶悪化はあるのか

図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値

人

人口比



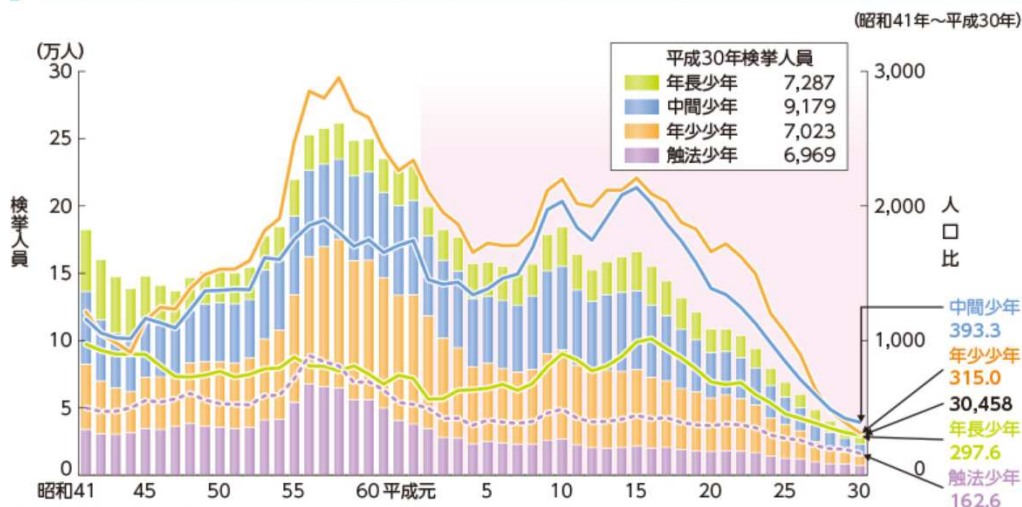
#### 4 低年齢化はあるのか

##### (1) 一般刑法犯の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、下記図7も参照のこと

図5（犯罪白書 2019年版 2-2-1-2 図）

2-2-1-2 図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。  
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。  
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

##### (2) 非行のピーク

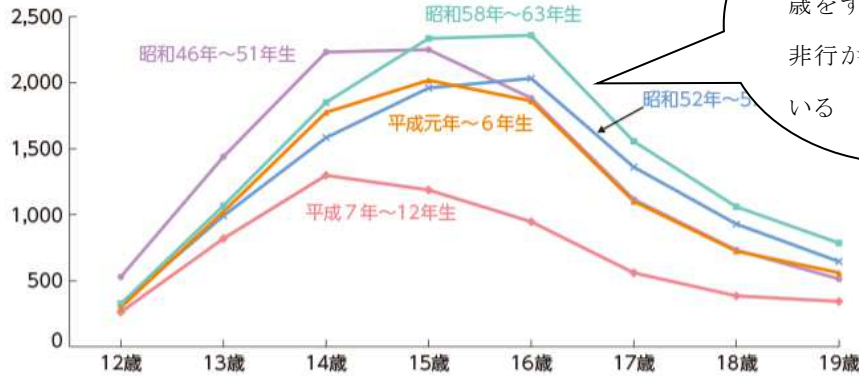
非行のピークは、以前は14歳だった。だが近年はそのピークがずれてきており、16歳がピークになったことがある。最近では15歳ないし16歳がピークだったが、最新データでは14歳（図6 犯罪白書 2019年版 2-2-1-3 図）。1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに（犯罪白書 2019年版の 2-2-1-6 図・・・図7）。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の

減少がみられるが、依然高校生がトップ (図7) ただし、これらには触法少年が入っていない  
 だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている (図6)。

図6

2-2-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移

① 世代別

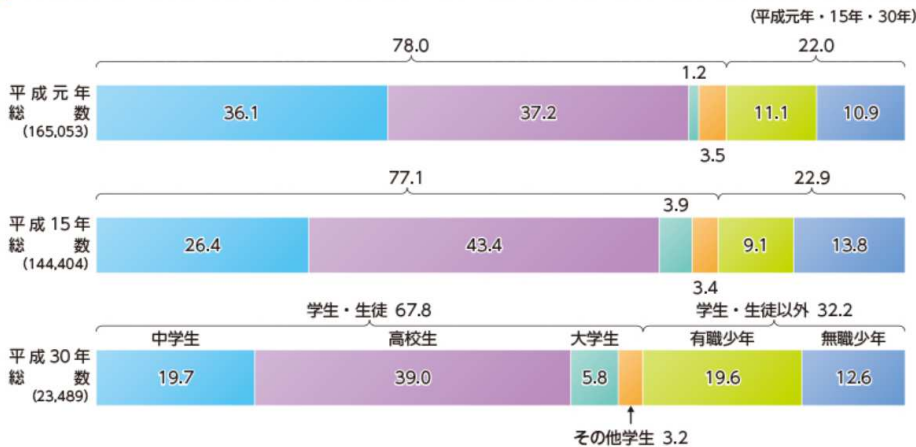


いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 年齢は犯行時であり、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員をいう。

図7

2-2-1-6図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



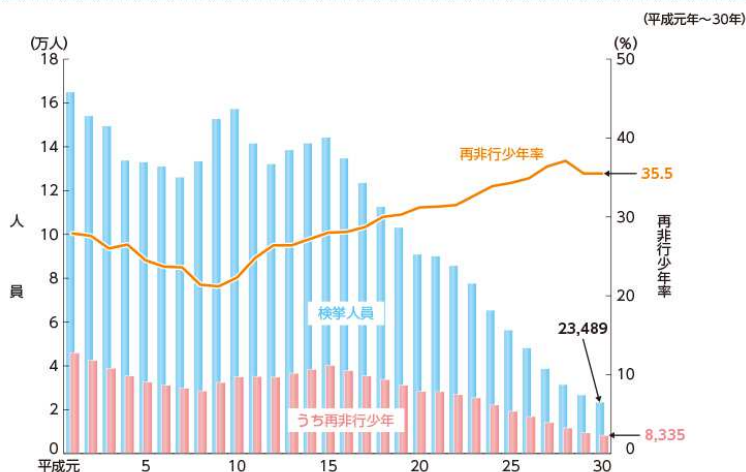
注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の就学・就労状況による。  
 3 検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 4 触法少年の補導人員を含まない。  
 5 危険運転致死傷を含まない。  
 6 ( ) 内は、人員である。

5 再非行率、再入院率等は？

(1) 検挙人員に占める再非行少年の人員・比率

図8 犯罪白書 2019年版図 5-2-5-1 図より

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年を言う。  
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。  
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率である。

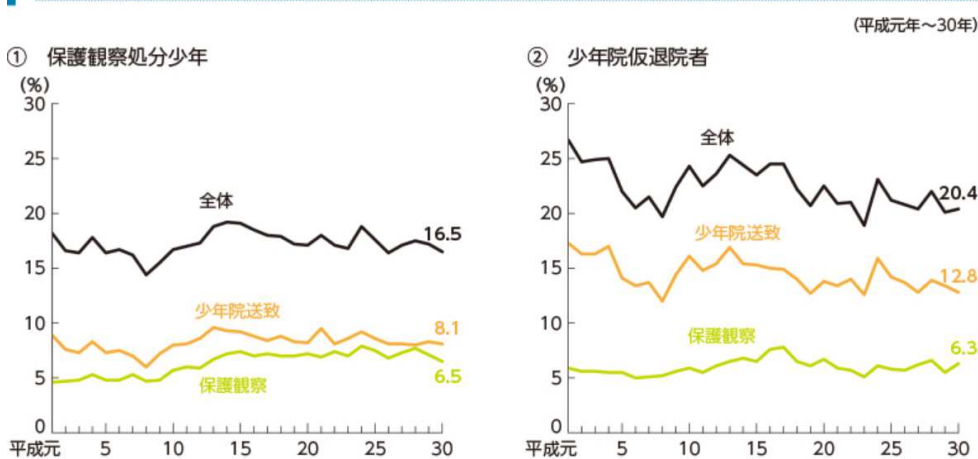
・・ 昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたが、少年全体の再犯率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しているから再非行の少年の割合が増えているだけである。ただ、2018年はその比率が若干低まっている。

(2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法 24 条の保護処分としての保護観察（1号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2号観察）の2種である。

図9 犯罪白書 2019年版 5-2-5-5 図より

5-2-5-5図 保護観察対象少年の再処分率の推移



注 1 保護統計年報による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。  
 4 グラフ中の「全体」は、処分内容全てを含む再処分率であり、「少年院送致」及び「保護観察」は、そのうち、処分内容がそれぞれ少年院送致、保護観察であったものの再処分率である。

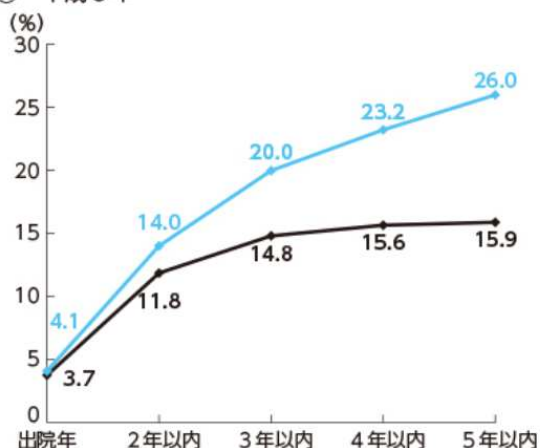
(2) 少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

図10 5年以内の上記（犯罪白書 2019年版 5-2-5-3 図より）

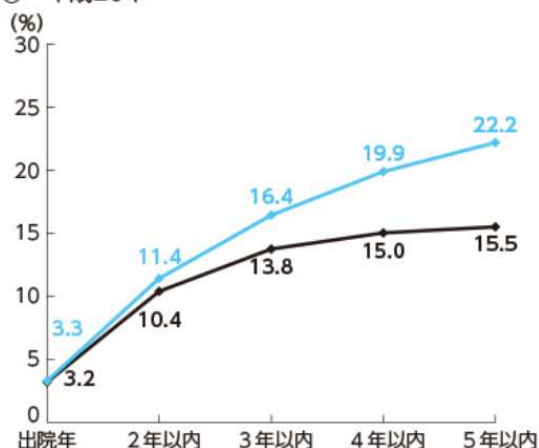
5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成8年・26年)

① 平成8年



② 平成26年



● 再入院率 ● 再入院・刑事施設入所率  
(少年院出院者 3,899人)

● 再入院率 ● 再入院・刑事施設入所率  
(少年院出院者 3,126人)

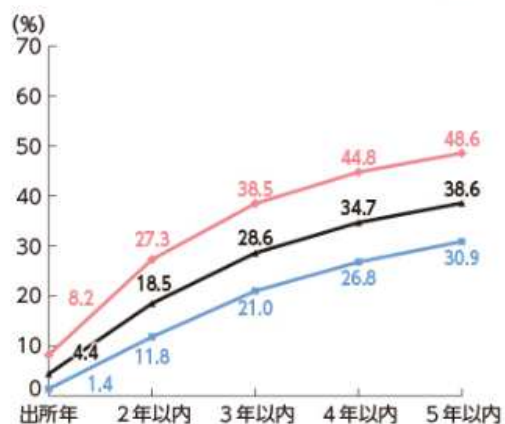
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 本図は、資料を入手し得た平成8年以降の数値で作成した。  
 3 「再入院率」は、①においては、平成8年の少年院出院者の人員に占める、同年から12年までの各年の年末までに、②においては、26年の少年院出院者の人員に占める、同年から30年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。  
 4 「再入院・刑事施設入所率」は、①においては、平成8年の少年院出院者の人員に占める、同年から12年までの各年の年末までに、②においては、26年の少年院出院者の人員に占める、同年から30年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

【参考】刑務所出所者の再入率（犯罪白書 2019年版より）

5-2-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内

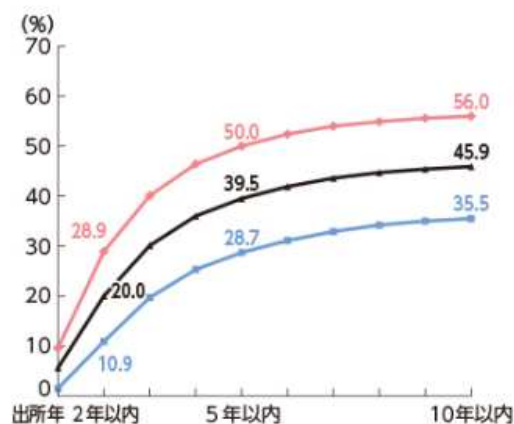
(平成26年)



● 満期釈放 (10,726人) ● 仮釈放 (13,925人)  
● 総数 (24,651人)

② 10年以内

(平成21年)



● 満期釈放 (15,324人) ● 仮釈放 (14,854人)  
● 総数 (30,178人)